

平成29年7月19日
九州地方整備局河川部
筑後川河川事務所

国管理河川の監視体制強化及び県への提案について ～住民の円滑な避難行動の促進～

【筑後川水系・遠賀川水系・山国川水系】

○今般、平成29年7月九州北部豪雨により、福岡県、大分県の各地で河川が氾濫するなど、甚大な被害を受けました。

○九州地方整備局では、住民の方々の円滑な避難行動を促進するため、国管理河川の監視体制を強化するとともに、県へ避難勧告の基準引き下げ等について提案しました。

(1) **水防警報、水位周知の基準水位の暫定的な引き下げ**：花月川 【別紙1】

7月19日から水防警報及び水位周知の基準水位を暫定的に引き下げます。

(2) **河川の監視体制の強化**：筑後川水系、遠賀川水系、山国川水系【別紙2】

洪水時の巡視を早期に開始します。

洪水時の関係機関との情報連絡体制を早期に確立します。

(3) **国土交通省から県への避難基準の提案**：福岡県、大分県 【別紙2】

- ・土砂流出により河川形態が大きく変化した場合、水位で河川状況を把握できないため、降雨量に着目した判断基準を目安にすることなどを提案しました
- ・土砂災害に対する避難勧告等の発令についても、早期の発令にむけて暫定基準の提案をしました。

【問い合わせ】

内容全般：国土交通省九州地方整備局 TEL092-707-0110（内線 3851）

河川部水災害予報センター長 光武 孝弘

花月川：九州地方整備局筑後川河川事務所 TEL0942-33-9131（内線 204）

技術副所長

島元 尚徳

《スマートフォン版川の防災情報》

【川の防災情報 アクセス URL】

- ① PC版 <http://www.river.go.jp/>
- ② スマートフォン版 <http://www.river.go.jp/s/>
- ③ 携帯版 <http://i.river.go.jp/>



基準水位の暫定運用イメージ

別紙1

(1) 花月川での水防警報・水位周知基準水位の暫定運用水位

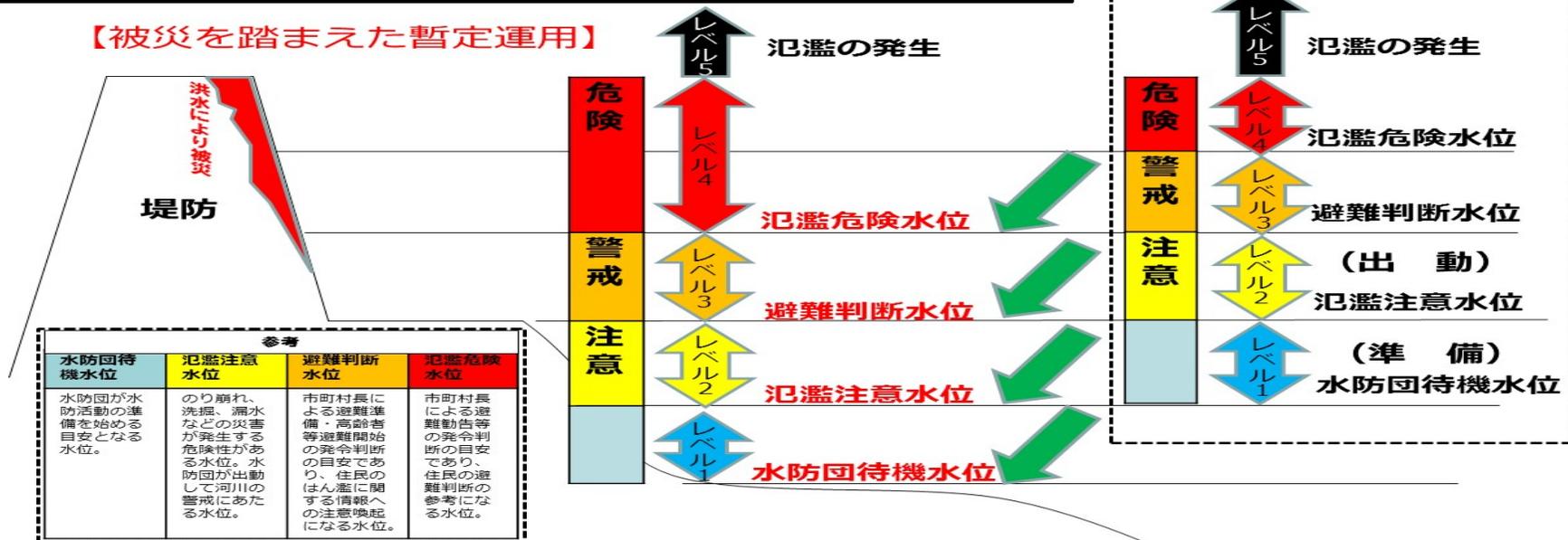
上段：従来の基準水位
下段：暫定運用の基準水位

水系名	予報区域名	河川名	洪水予報基準地点	量水標設置場所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
					レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
筑後川	筑後川水系	花月川	花月	大分県日田市丸ノ内町	0.90	1.60	2.20	3.35
					暫定基準水位 0.60	0.90	1.60	2.20

※筑後川水系花月川において、基準水位を暫定的に引き下げ、暫定氾濫注意水位から洪水時巡視を開始

洪水により堤防の機能が低下していることが懸念されるため、水位周知の基準水位を7月19日から通常より引き下げて運用し、早期の警戒体制を確立します。

【被災を踏まえた暫定運用】



特別な監視体制について

別紙2

(2) 監視体制強化について

- 洪水時の巡視を早期に開始する。特に被災箇所は重点的に巡視をするとともに水防団とも情報共有します。
 - ・従前は氾濫注意水位に到達した時点で開始していたものを、今後は水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に到達する前に開始
- 洪水時の関係機関との情報連絡体制を早期に確立します。
 - ・従前は氾濫注意水位に到達した時点で確立していたものを、今後は水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に到達する前に確立



洪水時の河川巡視

(3)-1 国土交通省からの避難勧告等の基準引き下げに係る提案について（河川関係）

県から自治体への避難勧告等の発令を行うための判断基準として、下記内容の提案を行いました。

- 「実績降雨による判断」
- 「気象台の発令する大雨警報等による判断」

※上記提案を受けて、福岡県では被害の大きかった、朝倉市及び東峰村へ雨量情報に関するプッシュ型メール配信を行うこととしております。

(3)-2 国土交通省からの避難勧告等の基準引き下げに係る提案について（砂防関係）

県から自治体への避難勧告等の発令を行うための判断基準として、下記内容の提案を行いました。

- 「気象台の発令する大雨警報等による判断」

二次被害の防止のため、朝倉市・東峰村へ雨量情報に関するプッシュ型メール配信を開始します。

平成29年7月5日からの大雨により、朝倉市、東峰村を中心に、甚大な被害が発生しています。

現在、応急復旧に努めていますが、河川は土砂や流木で埋まり、二次被害の発生が懸念されます。

そこで、福岡県では、緊急的に、被害が大きかった地域で観測されている雨量情報を朝倉市、東峰村へメールを自動配信し、今後の雨に警戒する体制を整えます。

◆運用内容

朝倉市・東峰村近郊に設置された6箇所の雨量計において、時間雨量15ミリを超えた場合に、朝倉市・東峰村の関係職員へ雨量情報に関するメールを自動配信し、早めの警戒体制を整えるための情報を提供

※被害をもたらした一連の降雨後において、二次被害が発生しなかった一定程度の降雨(15mm/h)をメール配信の基準と設定

◆対象雨量観測所、配信メール別紙-1を参照

◆開始日時

平成29年7月18日（火）17時から実施

◆福岡県による防災情報の発信

雨量をはじめ、河川水位やダムなどの防災情報を、インターネットにより、リアルタイムで提供しています。

パソコン版 <http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/>

携帯版 <http://www.mobile-doboku.pref.fukuoka.lg.jp/>

◆問い合わせ先

県土整備部河川課 中川・吉武

【別紙—1】雨量観測所位置図、配信メール

